川崎市ふるさと納税推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第１条　ふるさと納税制度を活用し、川崎市のイメージを向上させ、応援してくれる方を増やし、来てくれる方を増やすとともに、事業を加速させ、財源を増やすことで、川崎市の魅力が広く認知されることを促進し、市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」の醸成につなげていくため、本制度の積極的な推進を図ることを目的として、「川崎市ふるさと納税推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）　本市への寄附の促進に関すること。

（2）　返礼品等の選定に関すること。

（3）　寄附対象事業の選定に関すること。

（4）　寄附金制度の広報に関すること。

（5）　国等への要望に関すること。

（6）　前５号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は財政局担当副市長を、副本部長は財政局長をもって充てる。

３　本部員は、別表１に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第４条　本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

２　本部員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
３　本部長は、第１条の目的を達成するため、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）
第６条　推進本部を補佐し、本部会議に係る重要事項を協議するため、本部に幹事会を置く。
２　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
３　幹事長は、財政部長をもって充てる。
４　副幹事長は、資金課担当課長をもって充てる。
５　幹事は、別表２に掲げる者をもって充てる。
６　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
７　幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
８　幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
９　幹事長が必要と認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第７条　推進本部、幹事会及び部会の庶務は、財政局財政部資金課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要綱は、令和元年５月２０日から施行する。
この要綱の一部改正は、令和２年８月１日から施行する。（組織改正）
この要綱の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）「川崎市ふるさと納税推進本部」

	メンバー	所管内容
1	副市長	本部長
2	総務企画局長	シティプロモーション・企画調整
3	財政局長	財政・税制
4	市民文化局長	スポーツ・文化
5	経済労働局長	商業・観光・農業
6	臨海部国際戦略本部長	臨海部ビジョン

別表２（第６条関係）「幹事会」

	局　名	部課名	補職名
1	財政局	財政部	部長
2	総務企画局	秘書部政策調整担当	担当課長
3	総務企画局	シティプロモーション推進室 （ブランド戦略担当）	担当課長
4	総務企画局	シティプロモーション推進室 （広報担当）	担当課長
5	総務企画局	都市政策部企画調整課	課長
6	総務企画局	総務部庶務課	課長
7	財政局	財政部庶務課	課長
8	財政局	財政部財政課	課長
9	財政局	財政部資金課	担当課長
10	財政局	税務部税制課	課長
11	市民文化局	市民生活部企画課	課長
12	経済労働局	産業政策部企画課	課長
13	臨海部国際戦略本部	事業推進部	担当課長